

ガス会社（127社）の託送料金認可申請に対する意見募集結果

平成28年10月26日

資源エネルギー庁

平成28年7月末のガス会社（127社）からの託送料金認可申請に対し、資源エネルギー庁及び各地方経済産業局において、8月2日から10月4日まで意見募集を実施したところ、5者から合計延べ19件の意見提出があった。

【意見詳細】

別紙参照

(参考) 意見募集期間

資源エネルギー庁	8月2日から10月1日
北海道経済産業局	8月2日から10月1日
東北経済産業局	8月5日から10月4日
関東経済産業局	8月5日から10月4日
中部経済産業局	8月5日から10月4日
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	8月5日から10月4日
近畿経済産業局	8月3日から10月2日
中国経済産業局	8月5日から10月4日
四国経済産業局	8月2日から10月1日
九州経済産業局	8月5日から10月4日
沖縄総合事務局経済産業部	8月4日から10月3日

ガス会社（127社）の託送料金申請に対して寄せられた意見

分類	意見内容
託送料金審査について	<p>・託送料金の審査を厳格にするよう求めます。</p> <p>今回、託送料金審査にあたり、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスについても託送原価の約 1/3 はヤードスティック方式により判断され、主要な営業費等が外れてしまうことには異論があります。今後 5 年間、導管部分の法的分離が行われないことを考えると、ガス小売り全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査については、厳格に行うことを求めます。</p> <p>・託送料金の審査が厳格に行われるよう求めます。</p> <p>今回のガス託送料金審査は、電力と異なり、ヤードスティック方式という比較査定の適用により個別の費用査定は行われないこととなっています。事前認可申請ということで同一期間内に託送約款申請を行うガス事業者が 100 社以上あり、事業規模等もさまざまであることなどから、電力託送料金審査と同様な手続きを踏むことは困難であるとの方針は理解できる一方で、今回、国の審査専門会合における審査対象となった東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの 3 事業者は、平成 28 年 6 月 1 日時点で経済産業大臣の許可を受けている 203 の一般ガス事業者の中での販売量比率は 7 割を超えています。この 3 事業者の審査においても、託送原価の約 1/3 はヤードスティック方式で判断され、主要な営業費等が個別の審査対象からはずれてしまうことに疑問を禁じ得ません。導管部門の法的分離は今後 5 年間行われないこと等を考えると、ガス小売り全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査について、厳格に行うことを求めます。</p> <p>・託送料金の審査方法について、引き続き検討することを求めます</p> <p>ガスの託送供給料金については、導管を独占する大手のガス会社がある一方で、中小のガス事業者が 100 社以上あり、他の熱源との関係や地域性など事業環境等もさまざまであることなどから、託送料金の査定が難しいことはつとに言われてきたところです。</p> <p>今回は新制度開始前の審査であり、事業者数が多いため、託送供給料金の原価の妥当性については一部ヤードスティック方式による比較査定を実施しています。国が託送供給料金の原価の妥当性を確認するに当たっては、費目ごとに個別に審査すること</p>

を原則としつつ、規制コストを一定程度軽減しつつ、併せて低廉な託送供給を実現する観点から、一定の費目について事業者間で比較査定を行うことにより、経営効率化が進んでいない事業者に対して更なる経営効率化を求める査定方法として「ヤードスティック方式」が採用されました。

事前認可申請であることから、同一期間内に託送約款申請を行う際の査定としてのルールと思われませんが、小売全面自由化後は、一般ガス導管事業者が託送供給料金の値上げをしようとする場合には、「一般ガス事業供給約款料金審査要領」に準じ、各費用項目を審査することとなりますので、営業費などが個別審査すべきか、ヤードスティック審査でよいかの判断について引き続き検討する余地があります。

特に、今回、国の審査専門会合における審査対象となった東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの3事業者は、平成28年6月1日時点で経済産業大臣の許可を受けている203の一般ガス事業者の中での販売量比率は7割を超えています。主要な営業費が個別の審査対象とはされず、ヤードスティック方式で査定されることになるわけですが、導管部門の法的分離は今後5年間行われないうこと等を考えると、ガス小売全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査については、新規参入者や需要家が納得できる査定を行うことが求められます。

・固定費の家庭向け（小口部門）・産業向け（大口部門）の配分において、家庭向けに不慣れた負担を課さない配分基準としてください。

現状の固定費が家庭向け（小口部門）・産業向け（大口部門）の配分が適正であるかは不透明です。固定費の配分基準の透明性を確保し、家庭向け（小口部門）に不慣れた負担を課さない配分基準にしてください。

・固定費の家庭向け（小口部門）・産業向け（大口部門）の配分において、家庭向けに過大な負担を課さない配分基準としてください。

固定費について、現状は家庭向け（小口部門）に過大な配分となっている懸念があります。固定費の配分基準の透明性を高め、一般消費者に過大な負担を課さない配分基準にしてください。

・都市ガスの自由化は電力の自由化よりも障壁が多い様に思います。

新電力会社のように、新規参入業者が多くは出てこないと思います。

今年4月より電力が全面自由化になりましたが、実際のところ、電力会社の切り替えは2%程度にとどまり、その2%の内訳も東

京ガス・大阪ガスといった大手ガス会社といったところです。新電力会社の料金メニューも驚くほどの低料金メニューではなく、切り替えるのは面倒なので今のままで良いという消費者と様子見の消費者といったところではないでしょうか。

価格競争力を生むためにも、やはり託送料金が適正な価格出ないといけないのではと思います。

電力の託送料金が高圧よりも低圧の方が高く設定されているのはどうしてなのか？

都市ガスの託送料金も同じようであれば、新規参入は限られた大手会社でしか参入できず、また料金メニューもさほどの低料金メニューが出てこないのではないのでしょうか？

これでは本当の自由化とは言えません。是非とも適正な託送料金の設定をお願いしたいと思います。

・料金毎のクロスポイントを試算すると以下のとおりとなる。

試算①ガス使用量 1 m³の場合

料金表 A では 908 円、料金表 B では 889 円となる。本来であれば料金表 A を適用する方が料金は安くなるべきと思われる。

試算②24 m³使用の場合・・・料金表 A および B のクロスポイント

料金表 A では 2,020 円、料金表 B では 1,160 円となる。本来であれば料金表のクロスポイントにおいては、おおよそ同じ料金であるべきと思われる。

試算③204 m³使用の場合・・・料金表 B および C のクロスポイント

料金表 B では 3,288 円、料金表 C では 2,100 円となる。試算②と同様に同じ料金であるべきと思われる。

・本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額における東京ガスや大阪ガスの単価が 79,300～ 85,000 円/m³/h であるのに対して、沖縄ガスは 134,800 円/m³/h となっており、あまりにも乖離が大きい印象を受ける。

・料金審査専門会合においても議論されているとおり、『需要調査・開拓費』を原価として織り込むことについて違和感を感じており、織り込むとした場合においても、その内訳について透明性を確保する必要があると思われる。

託送料金制度について

・開始から一定期間後に検証と見直しを必ずすべきです。

今回は新たな制度開始前の審査であり、事業者数が多いため一部ヤードスティック方式による比較査定が導入されています。運用開始後、遅くとも 2022 年の導管部門の法的分離前には、今回設定の原価について検証を行い必要な見直しが必要です。

・制度開始から一定期間後（遅くとも導管部門の法的分離前）に検証と見直しを求めます。

今回は新たな制度開始前の審査であり、事業者数が多いため一部ヤードスティック方式による比較査定を実施しています。そこで運用開始後一定期間を経た後（遅くとも 2022 年の導管部門の法的分離前）に、今回設定された原価が適正であったかについて検証を行い、必要な見直しを行うべきと考えます。

・制度開始から一定期間後（遅くとも導管部門の法的分離前）に託送料金査定の査定方法の見直しと事後検証を求めます。

そこで運用開始後一定期間を経た後（遅くとも 2022 年の導管部門の法的分離前）に、導管部に係る利潤が必要以上に積み上がっていないかなど、事後規制については引き続き厳格に行うことが必要です。今回設定された原価が適正であったかについて検証を行い、必要な見直しを行うべきと考えます。

・原価低減を託送料金に反映できる仕組みが必要です。

託送料金の値下げ改定は事業者の任意による届出制のため、事業者のコスト削減結果が託送料金の値下げに必ずしも反映されない懸念があります。ガス料金は公共性が高く、エネルギー源として暮らしに密着しているものです。原価低減が託送料金に反映できる仕組みが必要です。

・原価低減を託送料金に反映できる仕組みを設けてください。

託送料金の値下げ改定は事業者の任意による届出制となっているため、事業者のコスト削減結果が託送料金の値下げに必ずしも十分に反映されない懸念があります。例えば、原価算定期間を 3 年とし、その終了後には原価を洗い替える等の対応により、原価低減を託送料金に反映する機会を適時かつ実質的に確保してください。

・託送料金の値下げ改定は事業者の任意による届出制となっているため、事業者のコスト削減結果が託送料金の値下げに必ずしも十分に反映されない懸念があります。例えば、原価算定期間を 3 年とし、その終了後には原価を洗い替える等の対応により、原価低減を託送料金に反映する機会を適時かつ実質的に確保してください。

	<p>・受け入れるガスの総発熱量の基準値『44.0～46.7MJ/m³ N』では、未熱調ガスを利用した託送が行えない。本県唯一のLNG 基地（沖縄電力(株)吉の浦火力発電所）には熱量調整設備が無く、沖縄電力のみならず、第三者が基地利用した上で託送を行う際の参入を妨げる可能性がある。</p>
--	--

その他

・制度変更や都市ガス自由化に関する積極的な周知を行ってください。

都市ガス自由化の目的や意義、制度の仕組み等について十分に情報が発信されているという状況ではありません。様々な機会を利用して様々な方法で、制度変更や都市ガス自由化の広報を積極的に行ってください。

・制度変更や都市ガス自由化に関する周知を行ってください。

今回の託送料金認可申請審査に当たり、資源エネルギー庁においては、託送料金の適正性について広く国民の理解を得るため、情報公開とともに透明性の高いプロセスを踏むこととし、国内すべての事業者に対する意見公募を開始しました。しかしながら、国民の多くは、そもそも都市ガス自由化の目的や意義、制度の仕組み等について十分に知らされていません。電気と違い、国内の約半数の世帯は都市ガスを利用していない状況にあります。資源エネルギー庁は、様々なツール・機会を利用して、制度変更や都市ガス自由化の広報を積極的に行ってください。

・制度変更や都市ガス自由化に関する周知を行ってください。

今回の託送料金認可申請審査に当たり、資源エネルギー庁においては、託送料金の適正性について広く国民の理解を得るため、情報公開とともに透明性の高いプロセスを踏むこととし、国内すべての事業者に対する意見公募を開始しました。しかし、国民の多くは、そもそも都市ガス自由化の目的や意義、制度の仕組み等について十分に知らされていません。電気と違い、国内の約半数の世帯は都市ガスを利用していない状況もあります。資源エネルギー庁は、様々なツール・機会を利用して、エネルギー改革全体の制度変更や都市ガス自由化の広報を積極的に行うとともに、他の熱源（電力や LP ガス等）との比較なども可能なようにわかりやすい情報提供を行い、消費者(需要家)の利便性に寄与するようにしてください。

尚、本意見は他の管内における託送料金審査についても汎用していただくことを求めます。